

新

旧

別表2

指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法94条の2-1項	・虚偽の指定申請	・虚偽の指定申請	取消	
-2項	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付 ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付	5点 / 台 5点 / 台	
	・指定条件違反	・指定の条件違反	5点	
-3項 [指定規則3条]	・検査設備の共同使用要件違反	①検査設備の管理責任者が明確でない ②共用設備の管理規程が明確でない ③共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ④共用設備の能力に余裕がない ⑤共用使用契約が明確でない ⑥共用設備に対応した車両置場が附置されていない	3点 3点 3点 3点 3点 3点	
法94条の3-1項[優良規則5条及び6条]-1号-2号	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない ②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点 3点	注2-1 注2-1
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注2-1

別表2

指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法94条の2-1項	・虚偽の指定申請	・虚偽の指定申請	取消	
-2項	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付 ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付	5点 / 台 5点 / 台	
	・指定条件違反	・指定の条件違反	5点 / 台	
-3項 [指定規則3条]	・検査設備の共同使用要件違反	①検査設備の管理責任者が明確でない ②共用設備の管理規程が明確でない ③共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ④共用設備の能力に余裕がない ⑤共用使用契約が明確でない ⑥共用設備に対応した車両置場が附置されていない	3点 3点 3点 3点 3点 3点	注2-4 注2-4 注2-4 注2-4 注2-4 注2-4
法94条の3-1項[優良規則5条及び6条]-1号-2号	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない ②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点 3点	注2-1、 注2-4 注2-1、 注2-4
-3号		③必要な施設が備えられていない	3点	注2-1、 注2-4

-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注2-1	-4号		④完成品に恒常性を有していない	3点	注2-1、 注2-4
-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注2-1	-5号		⑤主任技術者を有していない	3点	注2-1、 注2-4
-6号		⑥工員が不足している	3点	注2-1	-6号		⑥工員が不足している	3点	注2-1、 注2-4
-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注2-1	-7号		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注2-1、 注2-4
-8号		⑧健全な経営でない	3点	注2-1	-8号		⑧健全な経営でない	3点	注2-1、 注2-4
-9号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注2-1					
[指定規則2条]		検査の設備が備えられていない	3点	注2-1					
-2項	・是正命令違反	・是正命令に従わない	取消		-2項	・是正命令違反	・是正命令に従わない	取消	
法94条の4-1項 [指定規則4条]	・検査員の選任違反	・検査員がいない	20点		法94条の4-1項 [指定規則4条]	・検査員の選任違反	・検査員がいない	20点	
-2項 [指定規則4条の2 -1項] -2項]	・検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者 に兼任させていた ②兼任先の事業場ま での所要時間が常に 1時間を超えていた ③兼任に係る事業場 の検査業務処理に支 障が生じていた	20点 3点 3点		-2項 [指定規則4条の2 -1項] -2項]	・検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者 に兼任させていた ②兼任先の事業場ま での所要時間が常に 1時間を超えていた ③兼任に係る事業場 の検査業務処理に支 障が生じていた	20点 3点 3点	検査員承知の場合 は解任命令
-3項 [指定規則5条-3項]	・検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更 届出 ②検査員の届出、変 更届出未提出	20点 9点		-3項 [指定規則5条-3項]	・検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更 届出 ②検査員の届出、変 更届出未提出	20点 9点	
-4項	・解任命令違反	・解任命令に従わない	取消		-4項	・解任命令違反	・解任命令に従わない	取消	

法94条の5-1項	・適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに適合証を交付。	45点／台 30点／台 20点／台	記載誤りは3点 記載誤りは3点	
	(保安基準不適合)	①保安基準不適合状態で適合証を交付した	45点／台	不正改造状態5台以上は取消し。	
		②保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10点／台		
	(点検・整備・検査不適切)	①点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した(いわゆるペーパー車検)	取消		
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点／台	点検整備の一部未実施の場合は10点／台 注2-1	
		③検査を全て実施せず適合証を交付した	45点／台	検査の一部未実施(検査機器の能力を超える自動車又は、審査事務規程等と異なる方法により検査を実施した場合も含む。)の場合は10点／台 注2-1	
	・適合証の交付請求	・依頼者へ適合証を交付せず	10点／台		
・適合証交付自動車の点検	①適合証交付自動車に点検整備上又は検	20点／台	事故を惹起した場合には30点／		

法94条の5-1項	・適合証等の不正交付 (記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに適合証を交付。	45点／台 30点／台 20点／台	記載誤りは3点 記載誤りは3点	
	(保安基準不適合)	①保安基準不適合状態で適合証を交付した	45点／台	不正改造状態5台以上は取消し。 注2-1	
		②保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10点／台	注2-1	
	(点検・整備・検査不適切)	①点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した(いわゆるペーパー車検)	取消	注2-1	
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点／台	点検整備の一部未実施の場合は10点／台 注2-1	
		③検査を全て実施せず適合証を交付した	45点／台	検査の一部未実施(検査機器の能力を超える自動車又は、審査事務規定等と異なる方法により検査を実施した場合も含む。)の場合は10点／台 注2-1	
	・適合証の交付請求	・依頼者へ適合証を交付せず	10点／台		
・適合証交付自動車の点検	①適合証交付自動車に点検整備上又は検	20点／台	重大な事故を惹起した場合には		

	整備又は検査上の瑕疵	査上の瑕疵があった		台 注2-1		整備又は検査上の瑕疵	査上の瑕疵があった		30点/台 注2-1
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20点/台	注2-1			②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20点/台	注2-1
	・臨時検査を受けずに適合証を交付	・臨時検査を受けべき自動車に適合証を交付した	20点/台			・臨時検査を受けずに適合証を交付	・臨時検査を受けべき自動車に適合証を交付した	20点/台	
-4項	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令	-4項	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令
		②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令			②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)	-	解任命令			③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した(②を除く。)	-	解任命令(注2-2)
-5項	・同一性違反	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令	-5項		・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令(注2-2)
-6項	・保安基準適合標章の有効期間	・適合標章の有効期間を記載誤りした	3点/台	虚偽記載は30点/台	-6項	・保安基準適合標章の有効期間	・適合標章の有効期間を記載誤りした	3点/台	虚偽記載は30点/台
法94条の5の2-1項	・限定適合証の不正交付(記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに限定適合証を交付。	45点/台 30点/台 20点/台	記載誤りは3点 記載誤りは3点	法94条の5の2-1項	・限定適合証の不正交付(記載・証明不適切)	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した ③検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに限定適合証を交付。	45点/台 30点/台 20点/台	記載誤りは3点 記載誤りは3点

	(保安基準不適合)	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45点／台	不正改造状態5台以上は取消し。		(保安基準不適合)	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45点／台	不正改造状態5台以上は取消し。
	(点検・整備・検査不適切)	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点／台	注2-1		(点検・整備・検査不適切)	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点／台	注2-1
		②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点／台	注2-1			②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10点／台	注2-1
	・限定適合証の交付請求	・依頼者へ限定適合証を交付せず	10点／台			・限定適合証の交付請求	・依頼者へ限定適合証を交付せず	10点／台	
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵があった	20点／台	事故を惹起した場合には30点／台		・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵があった	20点／台	重大な事故を惹起した場合には30点／台
-3項	・臨時検査を受けずに限定適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した	20点／台			・臨時検査を受けずに限定適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した	20点／台	
	・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した	—	解任命令		・検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した	—	解任命令
		②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず限定適合証に証明した	—	解任命令			②検査員が不正改造状態(法第54条の2)であるにもかかわらず限定適合証に証明した	—	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)	—	解任命令			③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した(②を除く。)	—	解任命令 (注2-2)
法94条の6-1項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない	3点			・指定整備記録簿の備付・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない	3点	
		②指定整備記録簿の虚偽記載	30点				②指定整備記録簿の虚偽記載	30点	
		③指定整備記録簿の	20点	不正改造状態の			③指定整備記録簿の	20点	

		記載なし		場合は30点 注2-2			記載なし		
		④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	3点				④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	3点	
		⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	3点				⑤指定規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	3点	
-2項	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿を2年間保存していない	20点	不正改造状態の場合は30点 注2-2		-2項	・指定整備記録簿の保存義務違反	20点	
法94条の8-1項	・申請者の欠格事項	・法第94条の8第1項2号又は第4号に該当	取消			法94条の8-1項	・申請者の欠格事項	取消	
	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令に従わない	取消				・適合証交付停止命令違反	取消	
	・自賠責の確認をせず適合証交付	①適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付 ②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付	10点/台 10点	全部又は大部分の期間において自賠責保険未加入状況の場合 30点/台			・自賠責の確認をせず適合証交付	30点/台 9点	
法94条の9	・変更の届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注2-3		法94条の9	・変更の届出	3点 取消	注2-5
	・廃止の届出	・廃止届出の未提出	取消				・廃止の届出	取消	
	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点				・標識の掲示違反	3点	注2-4
法94条の10 [指定規則7条-2項]	・検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	-	解任命令		法94条の10 [指定規則7条-2項]	・検査員の不正証明行為	-	解任命令(注2-3)

[指定規則 12条-1項]	・検査機器の 校正	・検査機器の校正の 一部又は全てを実施 せず	6点		[指定規則 12条-1項]	・検査機器の 校正	・検査機器の校正の 一部又は全てを実施 せず	6点	注2-4
[指定規則 12条-2項]	・検査機器の 校正記録の保 存	・検査機器の校正記 録の一部又は全てを 保存せず	3点		[指定規則 12条-2項]	・検査機器の 校正記録の保 存	・検査機器の校正記 録の一部又は全てを 保存せず	3点	注2-4
[指定規則 14条]	・検査員研修	・検査員研修の未受 講	3点		[指定規則 14条]	・検査員研修	・検査員研修の未受 講	3点	
法99条の2	・不正改造	①不正改造を実施 (要求し、依頼し若し しくは唆し又は幫助し た場合を含む。)	30点/ 台	5台以上は取消 し。	法99条の2	・不正改造	①不正改造を実施 (共謀、教唆を含 む。)	30点/ 台	5台以上は取消 し。
		②検査員が不正改造 を実施(要求し、依頼 し若しくは唆し又は幫 助した場合を含む。)	—	解任命令			②検査員が不正改造 を実施(共謀、教唆を 含む。)	—	解任命令
法100条-1 項	・報告違反等	・報告徴収指示に対 して報告せず、又は 虚偽の報告を行った	60点		法第100条				
-2項	・立入検査の 拒否等	・立入検査の拒否、 妨害、忌避(正当な 理由なく対応しない 場合を含む。)又は質 問に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳 述を行った	60点			・立入検査の 拒否等	・立入検査の拒否、 妨害、忌避又は質問 に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述 を行った	60点	
注2-1: 同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。 注2-2: 「記録簿の記載なし」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。					注2-1: 同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。 注2-2: 当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。)は、文書警告 注2-3: 当該車両が事故に至っておらず、故意以外の場合で1台のみ(過去2年以内に警告書を発令された検査員を除く。)は、文書警告(車台番号、原動機型式の場合は、除く。)				
注2-3: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。					注2-4: 文書警告又は停止命令の際に改善報告を求めるとともに、改善状況を確認し、改善が図られていない場合には是正命令を適用する。 注2-5: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。				